

中核市窓口案内パンフレット

令和2年4月

中核市 水戸誕生

目 次

「中核市 水戸」誕生	2
中核市移行により変更となる窓口	
保健所	3
動物愛護センター	7
福祉	8
環境	9
屋外広告物・住宅	10
文化財・教育	11
御注意・御確認いただきたい事項	11
案内図	12

中核市移行により
変更となる窓口について
お知らせします。



「中核市 水戸」誕生

中核市とは？

政令指定都市に次いで大きな事務権限を持つ市です。

要件は人口 20 万人以上で、市の申出により、国から指定を受けます。

令和 2 年 4 月 1 日に水戸市と吹田市（大阪府）が加わり、中核市は全国で 60 市になります。

茨城県内では、水戸市が初めての中核市となります。

なぜ中核市になるの？

水戸市は、すべての市民が健やかで、心豊かに暮らすことができるまちの実現を目指しています。

中核市になることで、市が主体となって行う事務を拡大し、都市の自主性・自立性を高めて、これまで以上に地域の実情に合わせた特色あるまちづくりを進めることができるようになります。

【中核市移行により水戸市が目指すまちづくり】

- ・市民が誇れる住みやすいまちづくり
- ・特色を生かした自立したまちづくり
- ・選ばれる魅力的なまちづくり

中核市になると、どんな効果があるの？

特色ある施策の展開による市民サービスの向上のほか、行政機能の強化や職員の能力向上、都市のイメージアップにつながります。

中核市移行で見込まれる市民サービスの向上

1 特色ある施策の展開

水戸市の裁量で決定できる範囲が増えることで、市の特性や市民の皆さんの声を反映させた、特色ある施策を展開していきます。

2 健康危機への迅速な対応

感染症などの発生に対して、これまで県の判断に基づいて市で対応していましたが、市が直接情報を収集し、情報発信を行うなど、より迅速に対応します。

3 窓口の一元化

特定不妊治療費の助成など、県と市でそれぞれ実施してきた関連性のある事務を、市で一体的に行います。

4 事務処理の効率化

市で受付け、県で決定していた手続きなどが、市で一括して処理することで迅速に対応できるようになります。

新しい組織

- 保健福祉部を福祉部、保健医療部の 2 部体制に再編します。
- 保健医療部内に保健所を設置し、保健総務課、保健衛生課、地域保健課及び保健予防課の 4 課体制とします。
- 生活環境部に廃棄物対策課を、福祉部に福祉指導課を新設します。

中核市移行までの主な経緯

年 月	事 項
平成27年 3月	水戸市議会定例会において、市長が中核市移行を表明
5月	中核市移行に係る基本方針策定 市長が県知事へ中核市移行に向けた協力を要請
平成31年 2月	総務省協議
3月	水戸市議会定例会において、中核市の指定に係る申出について議決 茨城県に中核市指定の申出の同意について申入れ
令和元年 6月	茨城県議会定例会において、中核市指定の申出の同意について議決 茨城県から中核市指定の申出について同意
8月	総務大臣に中核市指定の申出
11月	「中核市の指定に関する政令」公布
令和2年 4月	中核市移行、水戸市保健所開所

中核市移行により変更となる窓口

保 健 所

これまでの保健センター敷地内に建物を増築し、保健センターと一体化した、水戸市保健所を設置します。

水戸市保健所においては、これまで、保健センターで取り組んできた乳幼児や成人の健診（検診）・相談、予防接種などの保健サービスや休日夜間緊急診療所の運営等に加えて、新たに感染症対策や食品衛生、生活衛生等に係る保健衛生サービスを一体化し、総合的に実施していきます。

主な機能構成

【北庁舎(保健センター改修)】

研修・会議及び健診（検診）

3 階

【南庁舎(新築)】

衛 生 検 査

窓口・市民サービス（対物保健※）

2 階

衛 生 検 査

窓口・市民サービス（対人保健※）

1 階

休日夜間緊急診療

※対物保健 食品衛生関係等の営業許可及び相談など

※対人保健 母子保健及び精神保健等に関する相談など

所 在 地：水戸市笠原町 993 番地の 13

業務時間：8：30～17：15

休 業 日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

（休日夜間緊急診療の受付時間及び診療日については、
6 ページを御参照ください。）



※令和 2 年 4 月 1 日から、茨城県水戸保健所は、「茨城県中央保健所」に名称が変わります。

● 資格免許

担 当		主 な 事 務
保健総務課 (保健所北庁舎 2 階)	総務係 ☎ 305-6290	○ 免許申請の受理、交付（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、視能訓練士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、薬剤師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、管理栄養士） ○ 資格指定申請の受理・交付（受胎調節実地指導員）
保健衛生課 (保健所北庁舎 2 階)	食品衛生係 ☎ 243-7328	○ 免許申請の受理、交付（製菓衛生師、調理師）
	環境衛生係 ☎ 243-7328	○ 免許申請の受理、交付（クリーニング師）

● 医事・薬事

担 当		主 な 事 務
保健総務課 (保健所北庁舎2階)	医事薬事室 ☎ 243-7329	○ 診療所・助産所の開設許可、届出の受理、監視指導 ○ 病院の開設許可申請及び届出の受理、監視指導 ○ 医療法人の事業報告書等の届出の受理 ○ 施術所及び歯科技工所の開設届の受理、監視指導 ○ 衛生検査所の登録、監視指導 ○ 薬局の開設許可、届出の受理、監視指導 ○ 高度管理医療機器等販売業（貸与業）、管理医療機器販売業（貸与業）の許可、届出の受理、監視指導 ○ 店舗販売業、医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）製造業・製造販売業、卸売販売業、再生医療等製品販売業の許可、届出の受理、監視指導 ○ 販売従事登録（登録販売者）の申請受理 ○ 毒物劇物販売業の登録、届出の受理、監視指導 ○ 毒物劇物業務上取扱者の届出の受理、監視指導 ○ 麻薬取扱者（麻薬卸売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者）の免許申請及び届出の受理 ○ 麻薬小売業者の免許、届出の受理、監視指導 ○ 向精神薬営業者（向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者）の免許申請及び届出の受理 ○ 向精神薬試験研究施設設置者の登録申請及び届出の受理 ○ 覚せい剤製造業者、施用機関、研究者の指定申請及び届出の受理

● 食品衛生

担 当		主 な 事 務
保健衛生課 (保健所北庁舎2階)	食品衛生係 ☎ 243-7328	○ 食品営業の許可、届出の受理、監視指導 ○ 食中毒の調査、予防啓発 ○ 食品の収去検査 ○ 食品の自主回収の報告受理 ○ 食品衛生責任者の設置届の受理

● 環境衛生

担 当		主 な 事 務
保健衛生課 (保健所北庁舎2階)	環境衛生係 ☎ 243-7328	○ 温泉利用の許可、監視指導 ○ 温泉掘削、増掘、動力装置、採取の許可申請及び届出の受理 ○ 旅館業、公衆浴場業、興行場、化製場等の許可、届出の受理、監視指導 ○ 理容所、美容所、クリーニング所の届出の受理、検査、監視指導 ○ 特定建築物の届出の受理、監視指導 ○ 遊泳用プールの届出の受理、指導

● 母子保健

担 当		主 な 事 務	
地域保健課 (保健所北庁舎1階)	保健政策係 ☎ 243-7311	○ 小児慢性特定疾病医療費の助成 ○ 特定不妊治療費の助成	
		備考	・ 未熟児養育医療費、不育症治療費の助成の担当は、保健センターから地域保健課に変更します。
	母子保健係 ☎ 243-7311	備考	・ 母子健康手帳の交付、乳幼児教室の開催、健康相談及び訪問指導、妊産婦及び乳幼児の健康診査、乳児家庭全戸訪問の担当は、保健センターから地域保健課に変更します。

● 健康増進

担 当		主 な 事 務	
地域保健課 (保健所北庁舎1階)	健康増進係 ☎ 243-7311	○ 特定給食施設及び小規模給食施設の設置届の受理 ○ 給食施設状況報告書の受理 ○ 喫煙可能室設置施設の届出の受理	
		備考	・ 健康手帳の交付、生活習慣病予防教室等の開催、健康相談及び訪問指導、健康診査及びがん検診の担当は、保健センターから地域保健課に変更します。 ・ 指定難病特定医療費支給認定申請の受理、いばらき健康づくり支援店の登録は、引き続き茨城県で行います。

● 感染症等

担 当		主 な 事 務	
保健予防課 (保健所北庁舎1階)	予防衛生係 ☎ 243-7315	○ 感染症の発生届の受理、感染症予防 ○ 結核予防・検査・医療費給付 ○ 性感染症及びエイズ検査、相談（B型・C型肝炎ウイルス検査を含む。） ○ 肝炎治療費助成の申請受理 ○ 原爆被爆者援護法に関する各種手当の申請受理、健康診断	
		備考	・ 予防接種の担当は、保健センターから保健予防課に変更します。 ・ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業申請の受理及び療養費請求は、引き続き茨城県で行います。

● 精神保健

担 当		主 な 事 務
保健予防課 (保健所北庁舎1階)	精神保健相談係 ☎ 243-7315	○ 精神保健及びひきこもり相談
		備考 ・精神保健相談、訪問指導及び家族教室の開催、こころの健康相談の担当は、保健センターから保健予防課に変更します。

● 保健衛生統計

担 当		主 な 事 務
保健総務課 (保健所北庁舎2階)	総務係 ☎ 305-6290	○ 人口動態調査、国民生活基礎調査、医療施設調査

● 休日夜間緊急診療

休日夜間緊急診療所 (保健所南庁舎1階)

〈電話番号〉

029-243-8825 (内科・小児科・外科)

029-243-8840 (歯科)

〈休日診療〉

受付時間：午前の部は、9:00～11:45

午後の部は、13:00～15:15

診 療 日：日曜日、祝日、12/30～1/3

(ただし、1/1は午後の部のみ)

診 療 科：内科、小児科(内科系)、外科、歯科

〈夜間診療〉

受付時間：19:30～22:15

診 療 日：毎日

診 療 科：内科、小児科(内科系)

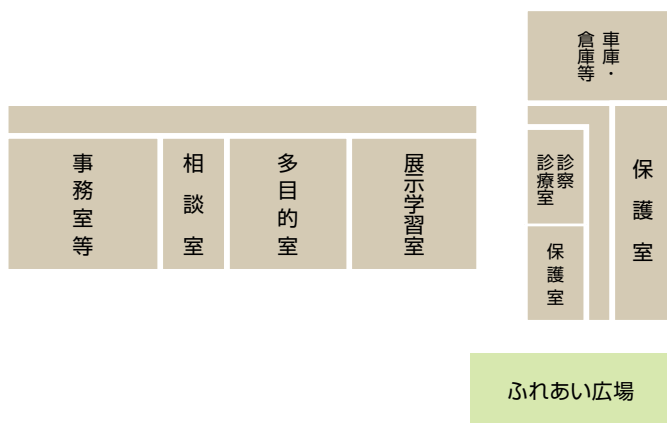


動物愛護センター

犬、猫の保護・収容のほか、動物愛護や適正飼養の普及啓発を推進する拠点として、水戸市動物愛護センターを設置します。

譲渡対象の犬と面会できる施設を備えるとともに、定期的に譲渡会を開催するなど、さまざまな取組を進めていきます。

フロア図



所在地：水戸市河和田町999番地

業務時間：8：30～17：15

休業日：日曜日、月曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）



● 動物の愛護及び管理

担 当	主 な 事 務	
保健衛生課 動物愛護センター ☎350-3800	○ 動物の適正飼養の推進 ○ 動物愛護の普及啓発 ○ 野良犬及びけい留されていない飼い犬の捕獲 ○ 負傷した犬、猫等の収容 ○ 収容した犬及び猫の返還、譲渡 ○ 多頭飼養の届出受理 ○ 飼い方や困りごとの相談	
	備考	・ 犬の登録及び狂犬病予防注射の担当は、保健センターから動物愛護センターに変更します。 ・ 動物取扱業の登録、特定動物の飼養許可は、引き続き茨城県で行います。

福祉

● 福祉施設等（認可、指定等）

担 当		主 な 事 務
生活福祉課 (市役所 2 階)	管理係 ☎ 232-9171	○ 医療・介護機関等（生活保護法）の指定 ○ 保護施設等の設置の認可 ○ 生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業における事業者の認定
障害福祉課 (市役所 1 階)	認定係 ☎ 232-9173	○ 障害福祉サービス事業者の指定 ○ 障害者支援施設の設置の許可及び指定 ○ 障害児通所支援事業者の指定
高齢福祉課 (市役所 1 階)	管理係 ☎ 232-9174	○ 軽費老人ホームの設置の許可 ○ 特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの設置の認可 ○ 有料老人ホームの設置の届出受理 ○ 老人デイサービスセンター等の設置の届出受理 ○ 老人居宅生活支援事業の開始の届出受理
子ども課 (市役所 1 階)	子育て支援係 ☎ 232-9176	○ 認可外保育施設の設置の届出受理
	相談係 ☎ 232-9111	○ 助産施設及び母子生活支援施設の設置の認可 ○ 婦人保護施設の設置の許可
介護保険課 (市役所 1 階)	管理係 ☎ 297-1018	○ 居宅（介護予防）サービス事業者の指定 ○ 介護老人福祉施設の指定 ○ 介護老人保健施設の許可 ○ 介護医療院の許可
幼児教育課 (市役所 1 階)	施設給付係 ☎ 232-9243	○ 保育所及び認定こども園の設置の認可

● 福祉施設等（指導監査）

担 当		主 な 事 務
福祉指導課 (市役所 2 階)	指導第 1 係 ☎ 350-8025	○ 障害者支援施設、児童福祉施設等の指導監査 ○ 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査
		備考 ・ 社会福祉法人の設立認可、管理、監督等の担当は、福祉総務課から福祉指導課に変更します。
	指導第 2 係 ☎ 350-8026	○ 老人福祉施設等の指導監査 ○ 指定居宅サービス事業者、介護保険施設の指導監査
		備考 ・ 地域密着型サービス事業所等の指導監査の担当は、介護保険課から福祉指導課に変更します。

● 民生委員・児童委員

担 当		主 な 事 務
福祉総務課 (市役所 2 階)	社会係 ☎ 232-9169	○ 民生委員・児童委員の定数の決定、研修及び指導

● 身体障害者手帳

担 当		主 な 事 務
障害福祉課 (市役所 1 階)	給付係 ☎ 232-9173	○ 身体障害者手帳の交付

● 母子及び父子並びに寡婦福祉資金

担 当		主 な 事 務
子ども課 (市役所 1 階)	子育て支援係 ☎ 232-9176	○ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付

環 境

● 大気汚染防止等

担 当		主 な 事 務
環境保全課 (市役所 3 階)	公害係 ☎ 232-9154	○ ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設の設置の届出受理 ○ 特定粉じん排出等作業実施届出受理 ○ ダイオキシン類対策特別措置法に規定される特定施設の設置の届出受理

● 浄化槽

担 当		主 な 事 務
衛生事業課 (市役所 3 階)	収納係 ☎ 232-9160	○ 浄化槽保守点検業者の登録

● 産業廃棄物、PCB 廃棄物、使用済自動車の処理等

担 当		主 な 事 務	
廃棄物対策課 (市役所 3 階)	管理係 ☎ 291-6917	○ 廃棄物処理施設の設置の許可 ○ 産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可 ○ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の届出受理 ○ 多量排出事業者の処理計画書及び実施状況報告書の届出受理 ○ PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の保管等の状況に関する届出受理 ○ 使用済自動車の引取業及びフロン類回収業の登録 ○ 使用済自動車の解体業及び破碎業の許可	
		備考	・ 収集運搬業の許可は、市内に積替え保管施設を持つ業者のみ対象となります。その他は引き続き茨城県で行います。
	不法投棄対策室 指導係 ☎ 350-8035	○ 有害使用済機器保管等の届出受理	
		備考	・ 不法投棄等に関する指導及び土砂等による土地の埋め立て等の許可の担当は、ごみ対策課から廃棄物対策課に変更します。

屋外広告物・住宅

● 屋外広告物

担 当		主 な 事 務	
都市計画課 (市役所 5 階)	景観室景観係 ☎ 232-9206	○ 屋外広告業の登録	
		備考	・ 市内で屋外広告業を営む場合は、水戸市の登録が必要です。 ・ 茨城県で登録を受けている方は、その旨を水戸市に届出することで、水戸市の登録を受けたものとみなす「特例届出制度」を設けます。この場合は、手数料は必要ありません。

● 住宅

担 当		主 な 事 務	
住宅政策課 (市役所 5 階)	政策係 ☎ 232-9222	○ サービス付き高齢者向け住宅の登録 ○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の登録	

文化財・教育

● 文化財

担 当		主 な 事 務
歴史文化財課 (市役所 3 階) (埋蔵文化財センター 1 階)	文化財係 ☎ 306-8132	○ 重要文化財に関する現状変更の許可（一部） ○ 重要文化財の公開の許可
	埋蔵文化財センター ☎ 269-5090	○ 出土文化財の鑑査

● 教育

担 当		主 な 事 務
総合教育研究所 (総合教育研究所 1 階)	研究研修係 ☎ 244-1331	○ 県費負担教職員の研修

御注意・御確認いただきたい事項

【すでに茨城県（水戸保健所を含む）から許可などを受けている皆様へ】

茨城県から水戸市に移譲される業務について、令和2年3月31日までに茨城県知事（又は水戸保健所長）の許可などを受けている場合は、水戸市長（又は水戸市保健所長）の許可などを得たものとみなされますので、原則として、改めて許可を受ける必要はありません（※）。ただし、令和2年4月1日以降に更新又は変更などの手続きを行う場合は、水戸市の担当課で手続きをしてください。（詳しくは、水戸市の担当課にお問い合わせください。）

- ※ 水戸市保健所で行う手続きのうち、例外として、改めて許可を受ける必要がある場合は、事前にお知らせします。
- ※ 屋外広告業を営む方は届出が必要です。

【手数料の支払い方法について】

茨城県（水戸保健所を含む）での手数料の支払い方法は、茨城県収入証紙による納付でしたが、水戸市での手数料の支払いは、納入通知書又は現金による支払いになります。

- ※ 保健所が取り扱う免許申請等の一部の事務では、引き続き茨城県収入証紙又は収入印紙での納付になります。

※ 令和2年4月1日から、茨城県水戸保健所は、「茨城県中央保健所」に名称が変わります。

案 内 図



所 在 地：水戸市中央1丁目4番1号

業務時間：8：30～17：15

休 業 日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）



所 在 地：水戸市塩崎町1064番地の1

業務時間：9：00～16：15

休 業 日：月曜日（ただし、月曜日が祝日と重なった場合は翌日）、年末年始（12/29～1/3）



所 在 地：水戸市笠原町978番地の5

業務時間：8：30～17：15（月曜日、土曜日）

8：30～20：00（火曜日～金曜日）

休 業 日：日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

※水戸市保健所は3ページ、水戸市動物愛護センターは7ページを御参照ください。

【発行】水戸市 総務部 中核市移行推進課（令和2年2月）